

# 告 示

## 埼玉県告示第六百三十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―一七―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下高萩新田字水久保三十九―二十二 その他十六筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 二百八十五・八二三九立方メートル